三十二　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

三十三　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

三十四　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

三十五　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

三十六　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項及び六の項を次のように改める。

5	削除
6	削除

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

三十七　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

13	削除

三十八　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

三十九　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第三項の表一一の項中「(69.80)」を「(68.00)」に、「北緯26度12分53秒東経127度44分02秒の地点と北緯26度09分09秒東経127度42分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度09分02秒東経127度42分17秒の地点と北緯26度07分57秒東経127度41分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域」を「北緯26度12分59秒東経127度44分05秒の地点と北緯26度09分12秒東経127度42分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度09分09秒東経127度42分20秒の地点と北緯26度07分32秒東経127度41分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度06分32秒東経127度41分08秒の地点と北緯26度05分56秒東経127度40分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度05分47秒東経127度40分47秒の地点と北緯26度05分29秒東経127度40分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域」に改める。

四十　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除